別表第五十二の二号（第171条関係）

（表）

第　　号

有線電気通信設備の使用検査職員の証

この証明書を携帯する職員は、放送法第145条第４項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所　　属　　県　　都
氏　　名　　都道府県　　道
発　　行　　年　　月　　日　　印　　府
有効期限　　年　　月　　日

（裏）

放送法抜粋

第145条　一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第４項において同じ。）は、その設置に関し必要とされる道路法（昭和27年法律第180号）第32条第１項若しくは第３項（同法第91条第２項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

２　総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第１項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第４項、第174条並びに第175条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第18条第１項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

３　総務大臣は、第１項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三・四　（略）

注　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第二条　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一般放送」の下に「（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）」を加え、「第百二十一条」を「第百四十三条」に改める。

別記第一様式中

「

業務を執行する役員の氏名	資本の額
	千円

」を

「

代表権を有する役員の氏名

」に、

「注１　資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載することとし、その他の法人の場合は、これに準じたものを記載すること。

２　届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。」を

「注１　届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。」に、

「(1)　ヘッドエンド及び主たる演奏所

注１　設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何)号(何) ビルの屋上」のように記載すること。

２　受信空中線がある場合は、その設置の場所を注１に準じて付記すること。」を

「(1)　ヘッドエンド、主たる演奏所及び受信空中線

注１　設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何)号(何) ビルの屋上」のように記載すること。

２　主たる演奏所及び受信空中線がある場合は、その設置の場所を注１に準じて付記すること。」に、

「６　(1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。」を「６　(1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の数を記載すること。」に、

「

(5)　業務開始の予定期日		(6)　業務開始時の受信契約者の見込数	(　　)

」を

「

(5)　業務開始の予定期日		(6)　業務開始時の受信契約者の見込数	(　　)
有料放送の実施	□有料放送を含む　□有料放送を含まない		

」に、